

記入例

○お申込に際して、当申込書の裏面下部に記載しております「地方公務員法第16条」に抵触しないことをご確認ください。

○色付けされている部分をご記入いただきたい箇所となります。

○記入に関する注意事項をご確認のうえでご記入いただくようお願いします。

令和8年度 那覇市会計年度任用職員採用申込書

※ この申込書は本人が全て正確に記入してください。
※ 必要事項を記入し、該当する口欄にレ点を付けてください。
※ 記入には黒インク又は黒ボールペン(消せるペン使用不可)を用いてください。
※ 現住所欄は郵便物が届くよう正確に記入してください。

写 真
(4cm×3cm)

上半身・正面・脱帽
過去6カ月以内に撮影したもの

写真は裏面に
氏名を記入の
うえ貼付して
ください。
※撮影日から

当申込書は
「申込日」か
ら6か月間有

緊急連絡先は、
ご本人に緊急
の事態があつ
た場合やご本
人と連絡がつ

申 込 日	令和 8 年 2 月 1 日
フリガナ	ジンジ タロウ
氏 名	人事 太郎
生 年 月 日	昭和 ・ 平成 3 年 5 月 20 日生 (満 30 歳) ※令和8年4月1日時点
現 住 所	〒 (90X - XXXX) 〇〇市〇〇〇×丁目×番×号 〇〇マンション×××号室
連 絡 先	携 帯 : (090) XXXX - XXXX 自宅 : (098) XXX - XXXX
緊 急 連 絡 先	連絡先 : (090) XXXX - XXXX 氏名 : 人事 花子 続柄 : 妻

満年齢の欄に
は、令和8年
4月1日時点
の情報をご記

【希望部署記入欄】※那覇市ホームページにて、募集している課及び職名を確認のうえ記入してください。

希望部署	課 名	職 名	左記以外の部署でも希望しますか？
	〇〇〇課	〇〇事務員	☒ する ☐ しない

課名及び職名
については那
覇市ホーム
ページ等に掲
載している募
集情報をご確
認ください。
なお、特定
の希望部署に

【学歴記入欄】※最終学歴を記入してください。

学校名称	学部・学科・専攻	卒業区分	在学期間
〇〇〇大学	〇〇〇学部 △△△学科	☒ 卒業 ☐ 中退 ☐ 卒業見込み	HXX 年 4 月から HXX 年 3 月まで

【職務履歴記入欄】※新しい順に記入してください。

勤務先名称等	業務内容 (できるだけ詳しく)	在職期間
那覇市役所 〇〇部 〇〇課 正規・左記以外 (週 30 時間 00 分勤務) ☒ 行政機関 正記以外 (週 30 時間 00 分勤務) ☐ 上記以外	各種申請受付、電話対応、入力作業、資料点検等	RXX 年 9 月から RXX 年 3 月まで
株式会社 〇〇〇〇 正規・左記以外 (週 37 時間 30 分勤務) ☒ 行政機関 正記以外 (週 37 時間 30 分勤務) ☐ 上記以外	IT分野に係るコンサルティング業務	HXX 年 4 月から RXX 年 7 月まで
正規・左記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 行政機関 正記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 上記以外		年 月から 年 月まで
正規・左記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 行政機関 正記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 上記以外		年 月から 年 月まで
正規・左記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 行政機関 正記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 上記以外		年 月から 年 月まで
正規・左記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 行政機関 正記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 上記以外		年 月から 年 月まで
正規・左記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 行政機関 正記以外 (週 時間 分勤務) ☐ 上記以外		年 月から 年 月まで

在職期間が
直近のものか
ら順に職務履
歴の記入をお
願います。
週単位の勤
務時間の定め
のない職につ
かれていた場
合は、おおよ
そで構いませ
んで週当たり
の平均勤務

希望職種への
採用が無かつ
た場合に、他
部署の募集で
も申し込む意
思があるかの
確認を行うた
めの設問にな
ります。
「する」を選
択された場合

【兼業状況記入欄】※個人事業主や家族が営む自営業の手伝い等については、「兼業の有無」欄のみ記入してください。

兼業の有無	☒ 有 ☐ 無	※申込日時点 (予定も含む)	勤務先名称	株式会社 ○○フーズ
勤務日数	週・月 (1) 日		1日あたりの勤務時間	(2) 時間

他の事業所等
で勤務されて
いる場合、社
会保険等の調
整や週の勤務
時間の把握等
を行う必要が

【資格・免許等記入欄】

名 称	取得年月日	名 称	取得年月日
第一種普通自動車運転免許	HXX 年 XX 月		年 月
日商簿記3級	HXX 年 XX 月		年 月
	年 月		年 月

所持されてい
る資格等の情
報をご記入く
ださい。
※希望する職
の募集条件に
資格や免許等
の所持条件が

パソコン技能	☐ 基本的な操作可能 (文書・表の入力)	☐ 操作不可
(Word・Excel操作)	☒ 応用的な操作可能 (グラフの作成、関数使用)	☐ その他 ()

勤務希望地に
ついて特に希
望される勤務
地がない場合
は、「那覇市
役所本庁舎」

【希望就労条件等記入欄】

希望する就労条件	勤務可能日数 週 (5) 程度 勤務可能時間帯 (9 : 00 ~ 17 : 00) の範囲内	残 業 ☒ 可 ☐ 不可
希望する採用期間	☒ 長期間・短期間いずれも希望 ☐ 短期間 (月 程)	
勤務可能な時期	☐ 即可能 ☒ (6 月 1 日以降可能)	
勤務希望地	☒ 那覇市役所本庁舎 ☒ その他 (那覇市保健所)	

【応募動機・自己PR記入欄】

応募動機や自己PRをご記入ください。

那覇市での勤
務や当該職を
希望される理
由、ご自身の
長所等につい

私は、当申込書に記入した事項が事実であること及び地方公務員法第16条に定める欠格条項のいずれにも該当していないことを誓い、那覇市会計年度任用職員に採用されたく、申し込みます。

令和 8 年 2 月 15 日

氏名 (自署)

人事 太郎

■地方公務員法第16条 (欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する方は当該申し込みを行うことができません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- 2 那覇市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない方
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

■提出の際の注意点

- 1 記入事項に虚偽等がある場合、不採用とするまたは採用を取り消す場合があります。
- 2 この申込書の有効期間は表面にご記載いただいた申込日から起算して6か月間となります。
- 3 一度提出された申込書は返却できません。あらかじめご了承のうえご提出ください。
- 4 申込みを行っても必ず採用されるとは限りません。

提出の際の注
意点をご確認
いただき、同
意いただける
場合は申込書
をご提出くだ

ご記入いた
だいた事項に誤
り及び虚偽等
がないこと、
地方公務員法
第16条各号に
抵触しないこ
とを最終確認
いただいたう
えて、氏名欄
へお名前を自

備考欄 (那覇市記載欄)

受付課記入欄 (受付日 :

受付者 :

)

【児童等と接する業務に就く職種対象の誓約書（こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項の規定に関する欠格事項）】
私は、貴市の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

1. 私は、参照条文記載の、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。
※ なお、本誓約書署名時に同法第2条第7項第6号が委任する政令が制定されていない場合であっても、青少年健全育成条例や迷惑防止条例等の条例における同号イからニに定める行為に対する罰則について、前科がないこと（当該前科に係る特定性犯罪事実該当者に該当しないこと）を、本誓約書をもって誓約いたします。

2. 採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）
犯罪事実確認では、「特定性犯罪」と呼ばれる罪を犯し、次の各号のいずれかに該当する方は当該申し込みを行うことができません。
特定犯罪：不同意性交等、不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ、痴漢、盗撮、未成年淫行など（成人に対する性犯罪含む）
1）拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
2）拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
3）罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの

チェック欄	私は、当申込書に記入した事項が事実であること及びこども性暴力防止法に定める欠格条項のいずれにも該当していないことを誓い、那覇市会計年度任用職員に採用されたく、申し込みます。
☐	令和 年 月 日 氏名 _____

ご記入いただいた事項に誤り及び虚偽等がないこと、こども性暴力防止法に抵触しないことを最終確認いただいたうえで、氏名欄へお名前を自署してください。
※当該欄に記入いただく日付は表面の「申込日」以降の日付をご記入ください。

（参照条文）
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）
（定義）
第二条（略）
7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除外。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの